

日本顕微鏡歯科学会業務に係わる旅費等支給規則

(平成25年 4月 1日制定)

(平成26年 12月 1日改定)

(令和 3年 12月 7日改定)

(目的)

第1条 この規則は、日本顕微鏡歯科学会（以下「本会」という。）規約に基づき、本会の業務のため、国内および国外へ出張する役員および会員等の旅費等に関する基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに適正な支出を図ることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費等の種類は、交通費、宿泊費、参加費、昼食費および夕食費とする。

(旅費等の計算)

第3条 旅費は、通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。但し、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により、通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、この限りでない。通常の経路による計算は、次の通りとする。

(1) 交通費：勤務地が会議等の開催地に近く、往復運賃が2,000円を超えない場合は、近郊交通費として一律2,000円とする。往復運賃が2,000円を超える場合の交通費は、勤務地主要最寄駅（空港）と出張先の主要最寄駅（空港）との往復運賃に近郊交通費を加算したものとする。

① 旅客費：繁忙期、閑散期に関係なく通常の往復割引運賃（該当地区：北海道、四国、九州、沖縄）+近郊交通費

② 新幹線等JR 私鉄各線：繁忙期、閑散期に関係なく通常の往復特急運賃+往復指定席料金+近郊交通費（東海道新幹線はのぞみの料金を適用、往復割引運賃適用区間については往復割引運賃による計算とする。）

(2) 宿泊費：原則、午後6時以降に終了する会議で、帰宅不可能あるいは帰宅が深夜に及ぶと思われる場合、理事の許可を得て支給し、一律15,000円とする。

ただし、それを超えた場合には20,000円を上限として実費を、国外に関してはその国の事情を考慮して支給する。

(3) 参加費：公務により出張した場合は、現に支払った適正な費用を支給する。

(4) 昼食費：正午にかかる会議には支給し、原則として2,000円程度とする。

(5) 夕食費：午後6時以降に終了する場合には支給し、原則として2,000円程度とする。

第4条 この規則について疑義が生じた場合又は実情に添わない場合は、理事会の決定によるものとする。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事の発議により、理事会での協議のうえ、理事会の承認を得

なければならない。

第6条役員、委員が本会に関するオンライン会議、他の団体のオンライン会議等に参加する場合は、インターネット環境整備等のための費用として1回あたり2,000円を支給する。ただし、事前に事務局に連絡し、会計担当理事の承諾を得なければならない。

附 則

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。